

盛岡地区介護支援専門員協議会 第 19 回 定 時 総 会

期 日 : 令和元年 6月1日 (土)

会 場 : 北日本医療福祉専門学校 レインボーホール

○ 総 会 13 : 00~13 : 45

○ 研修会 14 : 00~17 : 00

盛岡地区介護支援専門員協議会

〒020-0835 盛岡市津志田26-30-1

(在宅総合センターひだまり事務局 内)

TEL 019-635-1308・FAX 019-635-9075

盛岡地区介護支援専門員協議会基本方針

(運営基準 第1章第1条)

1. 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援すること。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援すること。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に支援すること。
4. 事業の運営に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めて支援すること。

盛岡地区介護支援専門員協議会

第19回定時総会・研修会日程

○ 日 時 令和元年6月1日（土）13：00～17：00

○ 会 場 北日本医療福祉専門学校 レインボーホール
（盛岡市盛岡駅西通2-5-15）

○ 日 程

12：40～ 受 付
13：00 総 会

1 会長挨拶

2 議長選出

3 議 事

議案第1号 平成30年度事業報告について

議案第2号 平成30年度収支決算について

議案第3号 令和元年度事業計画（案）について

議案第4号 令和元年度収支予算（案）について

4 そ の 他

14：00 研 修 会

講演「地域包括ケアシステムに向けたケアマネジメントの視点～リハビリテーション
専門職の立場から～」（14：00～15：00）

岩手県理学療法士会 理事 早坂 郷 氏

講演「サービス担当者会議の進め方」（15：10～17：00）

株式会社ファシリテーター 代表 小田昌敬氏

※ 岩手地区介護支援専門員協議会、盛岡地区地域包括・在宅介護支援センター協議会の
共催となります。

17：00 終了・閉会

議案第1号 平成30年度事業報告について

【提案理由】

平成30年度盛岡地区介護支援専門員協議会の事業報告について、規約第17条(3)により、次のとおり承認を求めます。

令和元年6月1日提出

盛岡地区介護支援専門員協議会
会長 西尾 卓樹

盛岡地区介護支援専門員協議会

平成30年度事業報告

1. 総括

平成30年度も会員の皆様方のご協力、ご支援のもと無事に事業を行い、新年度を迎えることが出来ましたことを感謝申し上げます。

総会にてご承認いただいた基本方針、重点項目を中心として事業計画に基づき取り組んで参りました。下記のとおり1年を振り返り総括させていただきたいと思えます。

2. 重点目標について

(1) 組織強化への対応

組織強化のため、継続して新規会員の入会促進PRや賛助会員の呼びかけに取り組んで参りました。新規会員24名の入会、歯科医師会会員様5名が賛助会員としてご支援頂き、昨年度から引き続き安定した運営を行うことが出来ました。また、会員名簿の整理や退会者の現況確認では、所在不明等の会員も多いことから、引き続き規約に基づいた名簿整理に取り組む必要があります。協議会としての組織強化のためにも、今後も本会への入会促進に取り組み、会員にメリットを実感していただける運営が必要と考えます。

(2) 委員会活動体制の充実・強化

各委員会を通じ事業計画に基づいた活動を行う中で、次年度以降につながる活動ができました。

研修委員会：介護報酬改定等により介護支援専門員に求められるスキルを中心に研修会を開催し、他団体との共催研修も行うことができました。今後も会員のメリットを考えた内容と、より多くの会員が参加できる研修開催に取り組んでいきます。

調査研究委員会：介護保険制度改正、報酬改定後の業務状況に関するアンケート調査を実施し、結果をまとめることができました。課題や要望を基に在宅医介護連携等の会議で報告するなど、会として効果の高い内容となりました。また、医師会と連携したアンケートも行うなど、今後につながる活動ができました。

広報委員会：多職種連携等必要なテーマやアンケート結果の内容で会報を発行できました。また、ブログによる情報提供も継続して行うことができました。

(3) 関係機関、団体との連携及び合同研修会の開催

今年度は介護報酬改正を見据え、地域包括ケアにおける介護支援専門員の役割や多職種連携に関する研修等、介護支援専門員としての重要なテーマについて、チームもりおか、地域包括・在宅介護支援センター協議会等と連携し研修を開催しました。今後も会員の意向を踏まえて、効果のある活動を行って参ります。

(4) 会員相互の連携、情報交換の場の充実

研修会とリンクさせ交流会、情報交換会を開催しました。例年参加者が少ないことが課

題となることから、次年度に向けより多くの会員が参加し、情報交換しやすい場を設定できるように取り組んで参ります。

(5) 会員への情報提供

当会のブログでは介護保険制度に関する最新の情報提供や、研修会に関する情報等を年間70回以上情報提供・報告を行いました。広報誌も含め、会員にとってメリットのあるタイムリーな情報提供と内容の充実に今後も取り組んで参ります。

1. 総務広報委員会

① 正副会長会議：1回

・平成30年4月13日(金) 特別養護老人ホーム秀峰苑

② 監査：1回

・平成30年5月24日(木) 在宅総合センターひだまり 第1会議室

③ 理事会：2回

・平成30年6月3日(日) 北日本医療福祉専門学校

・平成30年7月31日(火) 特別養護老人ホームはなみずき 喫茶室

④ 総会：1回(第18回定時総会)

・平成30年6月3日(日) 北日本医療福祉専門学校

会員 46名 委任状 170名

⑤ 広報誌：広報誌「ケアマネの輪」年1回発行

⑥ 盛岡地区/岩手地区介護支援専門員協議会・盛岡市歯科医師会合同会議

・平成30年8月29日(水) 盛岡市歯科医師会会議室

2. 研修委員会

1) 定例研修

① 総会時研修

日 時：平成30年6月3日(日) 13:45～16:45

場 所：北日本医療福祉専門学校 レインボーホール

内 容：講演 「介護保険改正、報酬改定の動向と介護支援専門員に求められること」

講師：日本ケアマネジメント学会理事、研修委員長

NPO 渋谷介護サポートセンター・主任介護支援専門員・看護師・社会福祉士

大妻女子大学大学院・和歌山県立医科大学大学院非常勤講師

服部 万里子 氏

(岩手地区介護支援専門員協議会と共催 参加者 63名)

② 地区専門研修：(他団体との共催研修として)

イ 平成30年度盛岡地区地域包括・在宅介護支援センター協議会研修会

日 時：平成30年10月12日(金) 13:00～16:45

場 所：二戸市文化会館 中ホール

内 容：講演：「介護予防・日常生活支援総合事業を活用していくために」

～地域で助け合いを広める鍵と方策～

講師：医療経済研究機構

主任研究員 服部 真治 氏

演習：「地域支援計画作成演習」～地域の困りごとと対策検討の集い～

講師：矢巾町地域包括支援センター 所長 吉田 均 氏

(盛岡地区及び県北地区地域包括・在宅介護支援センター協議会との共催)

(参加者 81名)

2) チームもりおか主催介護支援専門員対象研修の共催

- ①「在宅療養にかかる介護報酬、診療報酬改定のポイント」(4月17日)参加者61名
- ②「在宅医療でできること」(6月12日)参加者29名
- ③「訪問看護ステーションの役割を学ぶ&事例検討」(7月13日)参加者22名
- ④「皮膚トラブルとその対応」(8月29日)参加者17名
- ⑤「認知症ケアと日常生活における認知症の方への対応」(9月12日)参加者4名
- ⑥「栄養の基本と訪問事例」(10月5日)参加者13名
- ⑦「口腔ケアについて」(10月26日)参加者3名
- ⑧「知っててよかった薬剤師!～居宅療養管理指導編～」(12月6日)参加者4名
- ⑨「高齢者に多い腎・泌尿器科系疾患の基礎知識」(2月22日)参加者26名

3 調査研究委員会

アンケート調査 ア「盛岡地区介護支援専門員協議会アンケート調査」

期 間 : 平成30年10月1日～平成30年10月31日

回答者 : 186名 (内容は広報誌で公表しました)

イ「医療と介護の連携に関する意識調査」

期 間 : 平成31年1月11日～平成31年1月31日

(盛岡市医師会との共同調査)

4 その他

各種委員会、講師派遣協力の依頼

岩手県央保健所盛岡圏域難病対策協議会	副会長	佐藤幸男
盛岡市地域包括支援センター運営協議会	事務局	鈴木幸子
盛岡市地域密着型サービス運営委員会	事務局	鈴木幸子
盛岡市認知症支援ネットワーク会議	会員	鷹觜まゆみ
盛岡市在宅医療介護連携推進事業連絡協議会	会 長	西尾卓樹
盛岡南部地域リハビリテーション連絡協議会	副会長	佐々木直子
盛岡地区薬剤師会在宅医療推進会	会 員	鈴木智之

議案第 2 号 平成 3 0 年度収支決算について

【提案理由】

平成 3 0 年度盛岡地区介護支援専門員協議会の収支決算について、規約第 1 7 条（3）により、次のとおり承認を求めます。

令和元年 6 月 1 日提出

盛岡地区介護支援専門員協議会
会長 西尾 卓樹

平成30年度盛岡地区介護支援専門員協議会収支決算書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

(単位:円)

【収入の部】

科 目		本年度 予算額	決算額	増減	摘要
大	中				
会費収入		968,000	887,000	-81,000	
	日本協会会費収入	277,000	252,000	-25,000	新規@6,000円×2名 継続@5,000円×48名
	県協会及び地区協会会費収入	621,000	565,000	-56,000	会員@2,000円×265名 2カ年度分@4,000円×7名 3カ年度分@6,000円×1名 地区のみ会員@1,000円×1名
	賛助金収入	70,000	70,000	0	会員@10,000円×3名 @20,000円×2名
受託金収入		40,000	42,222	2,222	
	受託金収入	40,000	42,222	2,222	岩手県介護支援専門員協会郵送費補助費
寄付金収入		1,000	0	-1,000	
	寄付金収入	1,000	0	-1,000	
事業収入		100,000	50,000	-50,000	岩手地区介護支援専門員協議会より研修会共催費
	事業収入	100,000	50,000	-50,000	
雑収入		30,000	11,000	-19,000	介護支援専門員手帳売上
	雑収入	30,000	11,000	-19,000	
取崩し収入		1,000	0	-1,000	
	取崩し収入	1,000	0	-1,000	
繰越金収入		147,032	147,032	0	
	繰越金収入	147,032	147,032	0	前年度繰り越し金
合 計		1,287,032	1,137,254	-149,778	

【支出の部】

科 目		本年度 予算額	決算額	増減	摘要
大	中				
事務費		202,000	196,405	-5,595	
	旅費交通費	30,000	36,000	6,000	総会及び理事会等の交通費
	会議費	13,000	12,815	-185	総会及び理事会開催諸経費
	渉外費	10,000	3,280	-6,720	講師お土産代
	委託金支出	130,000	129,600	-400	事務委託費(消費税込み)
	雑費	4,000	3,710	-290	振込手数料、残高証明書発行手数料等
	賃借料	15,000	11,000	-4,000	総会及び理事会会場費
事業費		441,000	263,695	-177,305	
	諸謝金	110,000	100,000	-10,000	研修会講師料
	旅費交通費	35,000	23,560	-11,440	講師交通費・宿泊代
	消耗品費	20,000	12,247	-7,753	封筒代
	印刷製本費	80,000	42,313	-37,687	総会、研修会案内、広報等の文書作成代
	通信運搬費	120,000	61,728	-58,272	総会及び研修開催郵便料
	会議費	1,000	0	-1,000	
	賃借料	5,000	0	-5,000	
	雑費	70,000	23,847	-46,153	盛岡地区地域包括・在宅支援センター職員研修会共催費、盛岡地区介護支援専門員手帳売上の納入
負担金支出		587,000	534,000	-53,000	
	日本協会負担金支出	277,000	252,000	-25,000	新規会員@6000円×2名 継続会員@5,000円×48名
	岩手県協会負担金支出	310,000	282,000	-28,000	会員@1000円×265名 2カ年度分支払い会員@2000円×7名 3カ年度分@3,000円×1名
予備費		57,032	0	-57,032	
	予備費	57,032	0	-57,032	
合 計		1,287,032	994,100	-292,932	
収支差引額		0	143,154	143,154	

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位:円)

科目名	当年度	前年度	増減
【資産の部】			
1 流動資産			
現預金	407,631	379,396	28,235
立替金	0	0	0
仮払金	0	0	0
未収金	0	1,000	-1,000
流動資産合計	407,631	380,396	27,235
2 固定資産			
運用財産	0	0	0
積立特定預金	0	0	0
固定資産合計	0	0	0
資産合計	407,631	380,396	27,235
【負債の部】			
1 流動負債			
未払金	264,477	229,364	35,113
預り金	0	4,000	-4,000
流動負債合計	264,477	233,364	31,113
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	264,477	233,364	31,113
【純資産の部】			
1 積立金			
積立金	0	0	0
2 繰越金			
当期繰越金	145,154	147,032	-1,878
純資産合計	143,154	147,032	-3,878

財産目録

平成31年3月31日現在

(単位:円)

資産・負債の部	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
預貯金	
普通預金 岩手銀行 本店 NO 2096707	79,224
ゆうちょ銀行 NO 02220-3-107386	308,086
現金	20,321
未収金	0
流動資産合計	407,631
2 固定資産	
その他の固定資産	0
固定資産合計	0
資産合計	407,631
II 負債の部	
1 流動負債	
未払い金	
事務委託費	129,600
理事会お茶代	1,200
理事交通費	12,000
封筒代	12,247
印刷製本費	42,313
郵送費	27,470
雑費	23,647
会費未納入	16,000
預り金	0
流動負債合計	264,477
2 固定負債	
固定負債合計	0
負債合計	264,477
差引純資産	143,154

議案第3号 令和元年度事業計画（案）について

【提案理由】

令和元年度盛岡地区介護支援専門員協議会の事業計画（案）について、規約第17条（2）により、次のとおり議決を求めます。

令和元年6月1日提出

盛岡地区介護支援専門員協議会
会長 西尾 卓樹

盛岡地区介護支援専門員協議会

令和元年度事業計画（案）

1. 基本方針

介護支援専門員の職能団体として、利用者、その家族、地域のエンパワメントに寄与し、自立に向けた支援のため、地区の介護支援専門員の一層の結集と資質の向上に努めながら、その人らしい暮らしの実現に向けたケアマネジメントの実践に努めるものとする。

2. 重点目標

(1) 組織の強化

新たに資格を取得した介護支援専門員、未入会の介護支援専門員（資格を取得しているものの実務に就いていない介護支援専門員も含む）広く入会促進のPR活動を行い、組織率のアップを図ります。また、賛助会員の呼びかけ等から組織の強化、安定した運営を目指します。

会費未納会員の現況確認を実施し、入会継続を促進するとともに会員名簿の整備、管理を行います。

(2) 委員会活動体制の充実・強化

研修委員会

会員の要望を踏まえた内容、テーマにて、個々のスキルアップにつながるような研修を企画していきます。また、研修内容は主任介護支援専門員更新研修の受講要件も意識しながら実施します。

また、他の職能団体や医療、リハビリ関係等、多職種連携の構築につながるよう、当協議会主催研修のほかに多団体の研修にも共催という形で積極的に関わっていきます。

調査研究委員会

アンケート調査の実施及び分析から、現場の実態を把握し、円滑な業務支援、好事例の共有、研修企画への反映、行政等への提言、関係機関との連携強化等に活用します。

次期介護保険制度改正の情報収集や消費税アップに伴う対応等についても研究し、会員への情報提供、周知に努めます。

広報委員会

調査研究委員会と連動しながらタイムリーな情報提供、会員間のネットワーク構築につながる広報誌を発行します。また、ブログも月に3~4回は更新を行い、研修会の案内や最新の動向等の情報を発信していきます。

(3) 関係機関、他団体との連携及び合同研修会の開催

各関係団体との連携を深めながら、共催による研修会を企画、開催します。

連携を構築している団体

（盛岡市医師会、盛岡市歯科医師会、盛岡薬剤師会、盛岡ブロック社会福祉士会、盛岡地区地域包括・在宅介護支援センター協議会、在宅医療連携拠点事業所チームもりおか）

(4) 会員相互の連携、情報交換の場の充実

研修会とリンクをしながら情報交換会の開催や、相談体制の構築を検討し、会員が一人で抱え込むことのないよう、会員相互の連携、情報共有の場作りに取り組み、業務の負担軽減のために支援します。

(5) 会員への情報提供

介護保険制度改正後の解釈通知、Q & A、介護保険最新情報、多団体主催を含む研修の案内等を県協会のホームページ及び盛岡地区協議会独自のブログ、広報を活用し、情報提供を行います。

3. 活動計画

(1) 総務広報委員会

- 1) 理事会 年2回
- 2) 監査 年1回
- 3) 正副会長会議 随時
- 4) 総会 年1回
- 5) 会報 年1回
- 6) ブログによる情報提供 随時(週1回の頻度で情報提供)
- 7) 関係機関、他職能団体との連携及び連携構築
- 8) 未入会者への入会促進

(2) 研修委員会

- 1) 定例研修の開催
 - ① 地区総会時研修：年1回
 - ② 地区専門研修(他団体との共催研修等)：年3回
- 2) チームもりおか主催の介護支援専門員向け研修の共催

(3) 調査研究委員会

- 1) 行政との意見交換会の企画
- 2) 制度改正と業務実施状況の関連について課題についての分析
- 3) アンケート調査の実施、分析、情報共有、業務支援

4. その他必要な事業の実施

- (1) 災害派遣福祉チームへの参画及び災害支援ボランティアへの協力
- (2) 各種研修の講師派遣
- (3) 各種会議、委員会等への派遣

議案第4号 令和元年度収支予算（案）について

【提案理由】

令和元年度盛岡地区介護支援専門員協議会の収支予算（案）について、規約第17条（2）により、次のとおり議決を求めます。

令和元年6月3日提出

/

盛岡地区介護支援専門員協議会
会長 西尾 卓樹

令和元年度盛岡地区介護支援専門員協議会収支予算書(案)

自 平成31年4月 1日
至 令和元年3月31日

【収入の部】

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	摘要
大 中				
会費収入	883,000	968,000	-85,000	
日本協会費収入	262,000	277,000	-15,000	(新規)6000円×2人、(継続)5000円×50人)
県協会及び地区協会費収入	551,000	621,000	-70,000	県協会及び地区協議会(継続)2000円×265人 (新規)2000円×10人 (地区のみ)1000円×1
賛助金収入	70,000	70,000	0	賛助会員10,000円×7人
受託金収入	40,000	40,000	0	
受託金収入	40,000	40,000	0	岩手県介護支援専門員協議会からの郵送補助金
寄付金収入	1,000	1,000	0	
寄付金収入	1,000	1,000	0	
事業収入	100,000	100,000	0	
事業収入	100,000	100,000	0	研修会共催費等
雑収入	10,000	30,000	-20,000	
雑収入	10,000	30,000	-20,000	岩手県介護支援専門員手帳販売収入等
取崩し収入	1,000	1,000	0	
取崩し収入	1,000	1,000	0	
繰越金収入	143,154	147,032	-3,878	繰越収入
繰越金収入	143,154	147,032	-3,878	
合 計	1,178,154	1,287,032	-108,878	

【支出の部】

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	摘要
大 中				
事務費	202,000	202,000	0	
旅費交通費	35,000	30,000	5,000	総会及び理事会
会議費	13,000	13,000	0	総会及び理事会開催諸経費
渉外費	5,000	10,000	-5,000	
委託金支出	130,000	130,000	0	事務委託費(消費税込み)
雑費	4,000	4,000	1,000	振込手数料、残高証明書発行手数料等
賃借料	15,000	15,000	0	総会及び理事会会場費
事業費	401,000	441,000	-40,000	
諸謝金	110,000	110,000	0	講師謝金
旅費交通費	35,000	35,000	0	講師旅費交通費
消耗品費	20,000	20,000	0	封筒代等
印刷製本費	80,000	80,000	0	研修通知等のコピー料金、用紙代等
通信運搬費	100,000	120,000	-20,000	総会及び研修開催郵便料
会議費	1,000	1,000	0	講師お茶代等
賃借料	5,000	5,000	0	
雑費	50,000	70,000	-20,000	介護支援専門員手帳販売料、共催費
負担金支出	537,000	587,000	-50,000	
日本協会負担金支出	262,000	277,000	-15,000	(新規)6000円×2人、(継続)5000円×50人)
岩手県協会負担金支出	275,000	310,000	-35,000	県協会及び地区協議会(継続)1000円×265人 (新規)1000円×10人
予備費	38,154	57,032	-18,878	
予備費	38,154	57,032	-18,878	
合 計	1,178,154	1,287,032	-108,878	
収支差引額	0	0		

盛岡地区介護支援専門員協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、「盛岡地区介護支援専門員協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、介護支援に関する調査・研究・研修を通し介護支援専門員の資質の向上と会員相互の連携を図り、盛岡・矢巾・紫波地域における医療・保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の資質向上のための各種研修や調査研究
- (2) 介護支援専門員の資質向上のための情報の収集及び提供
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は次の会員をもって組織する。

- (1) 会員 盛岡市・矢巾町・紫波町に居住、あるいは市町内にある事業所などに所属する介護支援専門員の資格を有する者
- (2) 準会員 その他、理事会で入会を認める者
- (3) 賛助会員 協議会の趣旨に賛同して入会を希望する機関、施設、団体等

(会費)

第5条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 会員及び準会員は、年2,000円とする
- (2) 賛助会員は、年10,000円とする

(会員の資格喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 介護支援専門員の登録を取り消されたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 会費を2年間遅延し、会費請求後1カ月以内に納入しないとき。

(退会)

第7条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第9条 会員が、既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

(役員)

第10条 協議会の事業を遂行するために、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長及び監事は総会において会員の中から選出する。

3 副会長、理事は会長が指名する。

4 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次のとおりとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会の構成員として会務の執行にあたる。

5 監事は、協議会の事業及び会計を監査し、この結果を総会に報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の先決事項)

第13条 会長は、第11条第2項に規定する職務を行うほか、次に掲げる事項について先決することができる。

(1) 総会に附議すべき事案に相当する事案で、急施を要するため総会に附議すべき暇がない場合に当該事案を処理すること。

2 会長は、第1項の先決処理したときは、その日後に招集される直近の総会に報告しなければならない。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会に出席し、協議会の運営に対して助言を行う。

3 顧問は、医療、保健、福祉の関係団体から、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(機関)

第15条 協議会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 理事会

(総会)

第16条 総会は、会員をもって構成し、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

2 総会は、委任状を含め会議構成員の過半数をもって定足数とし、出席者の過半数の賛成により議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

3 総会の議長は、総会にて選任する。

4 準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べ、要望し、助言することができるが、

議決権は有しない。

(総会の議決事項)

第17条 総会で決すべき事項は、第24条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び予算の承認に関する事項
- (3) 事業報告及び決算の承認に関する事項
- (4) 役員の選出に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第18条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 理事会の議長は、会長をもって充てる。

(理事会の審議事項)

第19条 理事会で決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に附議すべき事項
- (2) 協議会の事業執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(経費)

第20条 協議会の運営に要する経費は、会費、事業収入、寄付金等をもってこれに充てる。

(決算及び監査)

第21条 協議会の会計は、毎年度末に決算し、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第22条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第23条 協議会の事務局は、会の定めるところに置く。

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年6月7日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成27年6月6日から施行する。

【備考】

会の事務所は、〒020-0835 岩手県盛岡市津志田26-30-1
在宅総合センターひだまり事務局内に置く

TEL 019-635-1308・FAX 019-635-9075

(様式2)

盛岡地区介護支援専門員協議会事務局 行
(FAX: 019-635-9075)

介護支援専門員住所・勤務先・氏名変更届

年 月 日

氏 名

次のとおり 年 月 日、住所・勤務先・氏名を変更しました。

(*変更日を記入し、いずれかの事項を○で囲んで下さい。)

1. 住所等に変更のある登録者

旧住所			
フリガナ			
新住所	〒	TEL	()

2. 勤務先等に変更のある登録者

施設種類		職種	
施設名又は事業所名			
所在地	〒	TEL	()

3. 氏名に変更のある登録者

フリガナ		フリガナ	
旧氏名		新氏名	